

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24・03・23貿局第1号）

改 正 後	現 行																
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 輸出者が確認すべき事項 (略) (1)・(2) (略) (3) <u>核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例及び通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例</u> 1) <u>核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例</u> 下記に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目に該当しないもののうち核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例である。したがって、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する際には、懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認を特に慎重に行うこと。該当しない場合であっても、(4)及び(5)の確認を行うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">懸念される用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">懸念される用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	懸念される用途	(略)	(略)	品 目	懸念される用途	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 輸出者が確認すべき事項 (略) (1)・(2) (略) (3) 核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例 下記に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目に該当しないもののうち核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に強い貨物の例である。したがって、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する際には、懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認を特に慎重に行うこと。該当しない場合であっても、(4)及び(5)の確認を行うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">懸念される用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、シリアを仕向地とする場合は、上記の確認に加え、下記の貨物を輸出する際には、上記と同様に懸念相手先等における核兵器等の開発等を助長することがないように、輸出者等において(4)及び(5)の用途・需要者の確認も特に慎重に行うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">懸念される用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	懸念される用途	(略)	(略)	品 目	懸念される用途	(略)	(略)
品 目	懸念される用途																
(略)	(略)																
品 目	懸念される用途																
(略)	(略)																
品 目	懸念される用途																
(略)	(略)																
品 目	懸念される用途																
(略)	(略)																

<p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2)、アセトン(67-64-1)、アンチモン(7440-36-0)、砒素(7440-38-2)、三酸化二砒素(1327-53-3)、Bis(2-chloroethyl)ethylamine hydrochloride (3590-07-6)、Bis(2-chloroethyl)methylamine hydrochloride (55-86-7)、ベンジル(134-81-6)、ベンズアルデヒド(100-52-7)、ベンゾイン(119-53-9)、1-ブロモ-2-クロロエタン(107-04-0)、塩素(7782-50-5)、ジエチルエーテル(60-29-7)、ジエチルアミン(109-89-7)、ジメチルエーテル(115-10-6)、N,N-ジメチルエタノールアミン(108-01-0)、ジシクロヘキシルアミン(101-83-7)、エチレン(74-85-1)、二塩化エチレン(107-06-2)、エチレングリコールモノメチルエーテル(109-86-4)、エチルブロマイド(74-96-4)、塩化エチル(75-00-3)、エチルアミン(75-04-7)、酸化エチレン(75-21-8)、フルオロアパタイト(1306-05-4)、ヘキサメチレンテトラミン(100-97-0)、硫化水素(7783-06-4)、イソシアン酸メチル(624-83-9)、イソプロピルアルコール(濃度が95%以上のもの)(67-63-</p>	<p>(略)</p> <p>化学兵器</p>	<p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N, N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化イソプロピル(75-26-3)、イソプロピルエーテル(108-20-3)、モノイソプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)</p>	<p>(略)</p> <p>化学兵器</p>
--	------------------------	--	------------------------

<p>0)、マンデル酸(90-64-2)、メチルアミン(74-89-5)、メチルブロマイド(74-83-9)、塩化メチル(74-87-3)、ヨウ化メチル(74-88-4)、メチルメルカプタン(74-93-1)、エチレングリコール(107-21-1)、ニトロメタン(75-52-5)、オキサクロリド(79-37-8)、ピクリン酸(88-89-1)、硫化カリウム(1312-73-8)、チオシアン酸カリウム(333-20-0)、キナルジン(91-63-4)、塩化チオホスホリル(3982-91-0)、トリ-n-ブチルホスファイト(102-85-2)、亜リン酸トリイソブチル(1606-96-8)、塩化トリス(2-クロロエチル)アンモニウム(817-09-4)、次亜塩素酸ナトリウム(7681-52-9)、無水硫酸(7446-11-9)、黄リン(12185-10-3)、赤リン(7723-14-0)</p> <p>4. ～11. (略)</p> <p>12. 化学物質の分析装置、検知装置又はその部分品若しくは附属装置</p>	化学兵器
--	------

(注) (略)

2) 通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例

下記に掲載する貨物は、国際輸出管理レジームの合意に基づき定めた規制リスト品目に該当しないもののうち通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれが特に強い貨物の例である。したがって、輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地等(1.(2)の仕向地等をいう。以下同じ。)とする場合の(4)の用途の確認をする際にあたり、これらの貨物を輸出又はこれらの貨物に関する技術を提供する場合には、通常兵器の開発、製造若しくは使用を助長することがないよう、特に慎重に行うことを推奨する。

品 目	懸念される用途

<p>4. ～11. (略)</p> <p>(新規)</p>	(新規)
--------------------------------	------

(注) (略)

(新設)

1. <u>ニッケル合金又はチタン合金</u>	<u>通常兵器</u>
2. <u>焼結磁石</u>	<u>通常兵器</u>
3. <u>2に掲げるものの製造用の装置又はその部分品</u>	<u>通常兵器</u>
4. <u>作動油として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス（ジメチルフェニル）又はりん酸トリーノルマルブチルを含むもの</u>	<u>通常兵器</u>
5. <u>有機繊維、炭素繊維又は無機繊維</u>	<u>通常兵器</u>
6. <u>軸受又はその部分品</u>	<u>通常兵器</u>
7. <u>工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの又はその部分品</u>	<u>通常兵器</u>
イ <u>数値制御を行うことができる工作機械</u>	
ロ <u>鏡面仕上げを行うことができる工作機械（数値制御を行うことができるものを除く。）</u>	
ハ <u>測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）</u>	
8. <u>二次セル</u>	<u>通常兵器</u>
9. <u>波形記憶装置</u>	<u>通常兵器</u>
10. <u>電子部品実装ロボット</u>	<u>通常兵器</u>
11. <u>電子計算機又はその部分品</u>	<u>通常兵器</u>
12. <u>伝送通信装置又はその部分品</u>	<u>通常兵器</u>
13. <u>フェーズドアレーアンテナ</u>	<u>通常兵器</u>
14. <u>通信妨害装置又はその部分品</u>	<u>通常兵器</u>
15. <u>電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置</u>	<u>通常兵器</u>
16. <u>光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置</u>	<u>通常兵器</u>
17. <u>センサー用の光ファイバー</u>	<u>通常兵器</u>

18. レーザー発振器又はその部分品	通常兵器
19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾(こう)配計又はこれらの部分品	通常兵器
20. 重力計	通常兵器
21. レーダー又はその部分品	通常兵器
22. 加速度計又はその部分品	通常兵器
23. ジャイロスコープ又はその部分品	通常兵器
24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品	通常兵器
25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計	通常兵器
26. 水中用のカメラ又はその附属装置	通常兵器
27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置	通常兵器
28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品	通常兵器
29. ガスタービンエンジン又はその部分品	通常兵器
30. ロケット推進装置又はその部分品	通常兵器
31. 29若しくは30に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	通常兵器
32. 航空機又はその部分品	通常兵器
33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品	通常兵器
34. フラッシュ放電型のエックス線装置	通常兵器

(4) 用途の確認

1) 核兵器等

輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、以下の①、②又は③のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は許可申請が必要な輸出又は提供であるため、4. の申請手続きに従

(4) 用途の確認

1) 核兵器等

輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、以下の①、②又は③のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は許可申請が必要な輸出又は提供であるため、4. の申請手続きに従

い申請を行い、許可を受けなければ、当該輸出又は提供をすることができない。

なお、該当しない場合は（５）の確認を行うこと。輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、輸出令別表第３の２に掲げる地域を仕向地等とする場合は、２）の確認も併せて行うこと。

①（略）

② 当該技術が、「貿易関係貿易外取引等に関する省令第９条第２項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」（平成１３年経済産業省告示第７５９号。以下「核兵器等開発等告示」という。）の第一号の規定（核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為に用いられるとき）に該当するとき。

③（略）

２）通常兵器

（略）

①（略）

② 当該技術が、「貿易関係貿易外取引等に関する省令第９条第２項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物（同令第４条第１項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合」（平成２０年経済産業省告示第１８７号。以下「通常兵器開発等告示」という。）の規定に該当するとき。

③（略）

（５）（略）

（６）輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン（略）

①～⑱（略）

⑱ 外国ユーザーリスト（２０１３０８２２貿局第１号）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種類（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨

い申請を行い、許可を受けなければ、当該輸出又は提供をすることができない。

なお、該当しない場合は（５）の確認を行うこと。輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、輸出令別表第３の２に掲げる地域を仕向地等（１．（２）の仕向地等をいう。以下同じ。）とする場合は、２）の確認も併せて行うこと。

①（略）

② 当該技術が、「貿易関係貿易外取引等に関する省令第９条第２項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合」（平成１３年経済産業省告示第７５９号。以下「核兵器等開発等告示」という。）の第一号の規定（核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為に用いられるとき）に該当するとき。

③（略）

２）通常兵器

（略）

①（略）

② 当該技術が、「貿易関係貿易外取引等に関する省令第９条第２項第七号ハ及び第八号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物（同令第４条第１項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合」（平成２０年経済産業省告示第１８７号。以下「通常兵器開発等告示」という。）の規定に該当するとき。

③（略）

（５）（略）

（６）輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン（略）

①～⑱（略）

⑱ 外国ユーザーリスト（２０１３０８２２貿局第１号）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種類（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨

物等の懸念される用途の種別（1. (3) 1）に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しないこと。

2 事前相談

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を行おうとする場合に、1の確認を行う上で、当該取引が本輸出規制の申請要件に該当するか否かの判断が困難な場合を含め不明な点がある場合には、安全保障貿易審査課に相談することができる。

また、本輸出規制に係る事前相談や一般相談、その他不明な点等があれば、安全保障貿易審査課に相談することができる。

なお、具体的な懸念情報があり、貨物の輸出又は技術の提供に係る許可申請に先立ち書面による事前相談を希望する場合は、以下の書類を用意すること。

(1)～(2) (略)

3 経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた場合

輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、以下の(1)の①、②若しくは③又は(2)の①、②若しくは③の通知を受け、当該通知に係る貨物の輸出又は技術の提供をしようとする場合は、1.の確認結果にかかわらず輸出者は、経済産業大臣に対し貨物の輸出又は技術の提供に係る許可申請を行い、許可を受けなければ当該輸出又は提供をすることができない。

なお、当該通知については経済産業省が「大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵に用いられるおそれがある」又は「通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある」と判断して行っているため、申請をした場合であっても許可されないことがある。

(1) 核兵器等

① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

② 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術と同項下欄に掲げ

物等の懸念される用途の種別（1. の(3)）に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しないこと。

2 事前相談

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を行おうとする場合に、1の確認を行う上で、当該取引が本輸出規制の申請要件に該当するか否かの判断が困難な場合を含め不明な点がある場合には、安全保障貿易審査課に相談することができる。

また、本輸出規制に係る事前相談や一般相談、その他不明な点等があれば、安全保障貿易審査課に相談することができる。

なお、具体的な懸念情報があり、貨物の輸出又は技術の提供に係る許可申請に先立ち相談を希望する場合は、以下の書類を用意すること。

(1)～(2) (略)

3 経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた場合

輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、以下の(1)の①、②若しくは③又は(2)の①、②、③若しくは④の通知を受け、当該通知に係る貨物の輸出又は技術の提供をしようとする場合は、1.の確認結果にかかわらず輸出者は、経済産業大臣に対し貨物の輸出又は技術の提供に係る許可申請を行い、許可を受けなければ当該輸出又は提供をすることができない。

なお、当該通知については経済産業省が「大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵に用いられるおそれがある」又は「通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある」と判断して行っているため、申請をした場合であっても許可されないことがある。

(1) 核兵器等

① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号ロ又は第四号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

② 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術と同項下欄に掲げ

る外国において提供することを目的とする取引又は当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。)第9条第2項第七号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

- ③ 上記②の取引に関して、a) 特定技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出令別表第3に掲げる地域以外に輸出しようとするとき又はb) 輸出令別表第3に掲げる地域以外において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行おうとするときであって、貿易外省令第9条第2項第七号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

(2) 通常兵器

- ① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

- ② 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引若しくは当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引であって、貿易外省令第9条第2項第七号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

- ③ 上記②の取引に関して、a) 特定技術を内容とする情報が

る外国において提供することを目的とする取引又は当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。)第9条第2項第七号ロ又は第八号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

- ③ 上記②の取引に関して、a) 特定技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出令別表第3に掲げる地域以外に輸出しようとするとき又はb) 輸出令別表第3に掲げる地域以外において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行おうとするときであって、貿易外省令第9条第2項第七号ロ又は第八号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

(2) 通常兵器

- ① 輸出令別表第1の16の項の(1)に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき又は輸出令別表第1の16の項の(2)に掲げる貨物を輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第四号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

- ② 外為令別表の16の項の(1)に掲げる技術(以下「16項(1)技術」という。)を同項下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引若しくは当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引であって、貿易外省令第9条第2項第七号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき又は外為令別表の16の項の(2)に掲げる技術(以下「16項(2)技術」という。)を輸出令別表第3の2に掲げる地域において提供することを目的とする取引若しくは当該地域の非居住者に提供することを目的とする取引であって、貿易外省令第9条第2項第八号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

- ③ 上記②の取引に関して、a) 16項(1)技術を内容とする情

記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出令別表第3に掲げる地域以外に輸出しようとするとき又はb)輸出令別表第3に掲げる地域以外において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行おうとするときであって、貿易外省令第9条第2項第七号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

(削除)

4 申請手続き (略)

5 輸出貨物等が核兵器等の開発等に用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合の取扱い

以下に掲げるとおり、核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令中別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合には、速やかに、別記2に掲げる記載要領に従い、様式3に定める様式(2通)により、その旨を安全保障貿易審査課に報告すること。

なお、報告の内容によっては、輸出令第4条第1項第三号ロ又は貿易外省令第9条第2項第七号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知をすることがある。

- ① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出(同令第4条第1項第一号及び第二号のいずれにも該当せず、かつ、同項第三号イ及びロに該当しないものに限る。)をしようとする者は、その貨物が核兵器等の開発等若しくは核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために用いられることとなることを、輸入者、需要者及びこれ

報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出令別表第3に掲げる地域以外に輸出しようとするとき又はb)輸出令別表第3に掲げる地域以外において受信されることを目的として行う電気通信による16項(1)技術を内容とする情報の送信を行おうとするときであって、貿易外省令第9条第2項第七号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

- ④ 上記②の取引に関して、a) 16項(2)技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体を輸出令別表第3の2に掲げる地域に輸出しようとするとき又はb) 輸出令別表第3の2に掲げる地域において受信されることを目的として行う電気通信による16項(2)技術を内容とする情報の送信を行おうとするときであって、貿易外省令第9条第2項第八号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

4 申請手続き (略)

5 輸出貨物等が核兵器等の開発等に用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合の取扱い

以下に掲げるとおり、核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令中別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合には、速やかに、別記2に掲げる記載要領に従い、様式3に定める様式(2通)により、その旨を安全保障貿易審査課に報告すること。

なお、報告の内容によっては、輸出令第4条第1項第三号ロ若しくは第四号ロ又は貿易外省令第9条第2項第七号ロ若しくは第八号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知をすることがある。

- ① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出(同令第4条第1項第一号及び第二号のいずれにも該当せず、かつ、同項第三号イ及びロ若しくは第四号イ及びロに該当しないものに限る。)をしようとする者は、その貨物が核兵器等の開発等若しくは核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために用いられることとなることを、

らの代理人以外の者からの情報により知った場合

- ② 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引若しくは当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引又は当該取引に関する当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（以下「特定記録媒体等」という。）の輸出若しくは当該技術を内容とする情報の電気通信による送信（貿易外省令第9条第2項第一号から第六号まで又は第九号から第十六号までのいずれにも該当せず、かつ、第七号イ若しくはロに該当しないもの（特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないものを除く。）に限る。）を行おうとする者は、その技術が核兵器等の開発等若しくは核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために利用されることとなることを、当該取引の相手方、当該技術を利用する者及びこれらの代理人以外の者からの情報により知った場合

6. 用語の解釈

- (A) 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示における用語の解釈

核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示における主な用語の解釈は、原則として次のとおりとする。

[核兵器等開発等省令(本文関係)]

(1) ～ (11) (略)

- (12) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第2条第9項に規定する加工」

核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいい、例えばウランの濃縮等が含まれる。

- (13) 「規制法第2条第10項に規定する再処理」
(略)

(14) ～ (21) (略)

- (B) 通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示における用語の解釈

輸入者、需要者及びこれらの代理人以外の者からの情報により知った場合

- ② 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引若しくは当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引又は当該取引に関する当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（以下「特定記録媒体等」という。）の輸出若しくは当該技術を内容とする情報の電気通信による送信（貿易外省令第9条第2項第一号から第六号まで又は第九号から第十四号までのいずれにも該当せず、かつ、第七号イ若しくはロ又は第八号イ若しくはロに該当しないもの（特定記録媒体等の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないものを除く。）に限る。）を行おうとする者は、その技術が核兵器等の開発等若しくは核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために利用されることとなることを、当該取引の相手方、当該技術を利用する者及びこれらの代理人以外の者からの情報により知った場合

6. 用語の解釈

- (A) 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示における用語の解釈

核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示における主な用語の解釈は、原則として次のとおりとする。

[核兵器等開発等省令(本文関係)]

(1) ～ (11) (略)

- (12) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第2条第7項に規定する加工」

核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいい、例えばウランの濃縮等が含まれる。

- (13) 「規制法第2条第8項に規定する再処理」
(略)

(14) ～ (21) (略)

- (B) 通常兵器開発等省令又は通常兵器開発等告示における用語の解釈

(略)

様式1 (別添A) 参照

別添-1～様式3 (略)

別記1 (略)

(略)

様式1 (別添A) 参照

別添-1～様式3 (略)

別記1 (略)

(別添A)改正後

様式 1

番号		受付年月日	
----	--	-------	--

補完的輸出規制に係る事前相談書

1. 申請者 (氏名又は名称) (住 所) 印		担当者 (氏名) (所属) (電話) (FAX)
2-1. 貨物名 (関税定率法別表番号)		2-2. 技術名
3-1. メーカー名		3-2. 提供者名
4. 貨物の輸送ルート(経由地(積替地又は寄港地)をすべて記載)		
5. 需要者等の名称、所在地及び概略並びに2-1又は2-2で記載した貨物の設置(使用)又は技術を提供する予定工場等の名称及び所在地		
6. 需要等の概要(2-1.又は2-2.で記載した貨物又は提供する技術の使用目的及び使用方法等)		
7. 相談項目		
8. 提出書類 (別添の①から⑥までの各項目について、該当する方に○印をつけてください)		
9. 判定欄 (※)		
○判定結果 <input type="checkbox"/> 許可申請が必要です。 <input type="checkbox"/> 本件事前相談にあたり提出された書類による限り、許可申請を必要とする事由がありません。		
注) この判定は、判定日時点のものであり、輸出令第4条第1項第三号ロ若しくはニ又は貿易外省令第9条第2項第七号ロ若しくはニの規定に基づき許可申請すべき旨の通知を受けた場合はこの限りではありません。 また、核兵器等開発等省令若しくは核兵器開発等告示又は通常兵器開発等省令若しくは通常兵器開発等告示に該当することとなった場合及び法令の改正により、輸出貨物が輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物に該当することとなった場合又は提供する技術が外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術に該当することとなった場合も同様です。		
○判定理由		
○判定日		
		判定通知印
.....		
.....		
.....		
.....		
特記事項		

太枠内を記入

(別添A) 現行

様式 1

番号		受付年月日	
----	--	-------	--

補完的輸出規制に係る事前相談書

1. 申請者 (氏名又は名称) (住 所) 印		担当者 (氏名) (所属) (電話) (FAX)
2-1. 貨物名 (関税定率法別表番号)		2-2. 技術名
3-1. メーカー名		3-2. 提供者名
4. 貨物の輸送ルート(経由地(積替地又は寄港地)をすべて記載)		
5. 需要者等の名称、所在地及び概略並びに2-1又は2-2で記載した貨物の設置(使用)又は技術を提供する予定工場等の名称及び所在地		
6. 需要等の概要(2-1. 又は2-2. で記載した貨物又は提供する技術の使用目的及び使用方法等)		
7. 相談項目		
8. 提出書類 (別添の①から⑥までの各項目について、該当する方に○印をつけてください)		
9. 判定欄 (※) ○判定結果 □許可申請が必要です。 □本件事前相談にあたり提出された書類による限り、許可申請を必要とする事由がありません。 注) この判定は、判定日時点のものであり、輸出令第4条第1項第三号ロ若しくは二若しくは第四号ロ若しくは三又は貿易外省令第9条第2項第七号ロ若しくは二若しくは第八号ロ若しくは三の規定に基づき許可申請すべき旨の通知を受けた場合はこの限りではありません。 また、核兵器等開発等省令第10条第1項若しくは核兵器開発等告示又は通常兵器開発等省令第10条第1項若しくは通常兵器開発等告示に該当することとなった場合及び法令の改正により、輸出貨物が輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物に該当することとなった場合又は提供する技術が外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術に該当することとなった場合も同様です。 ○判定理由 ○判定日		
		判定通知印
特記事項		

太枠内を記入